

# 千葉県報

号外  
令和6年3月26日

号外第11号

## 主要目次

○ 千葉県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

## 規

## 則

千葉県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊 人

## 千葉県規則第十五号

### 千葉県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県立自然公園条例施行規則（昭和三十五年千葉県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「及び」を「その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設及び」に改め、同条第七号中「区域に」を「区域内に」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（公園計画の変更の提案に係る添付書類）

第二条の二 条例第七条の二第一項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる事項を記載した書面とする。

一 条例第七条の二第一項の規定による提案（以下この条において「提案」という。）を行う協議会（条例第十四条の二第一項又は第二十八条の二第一項に規定する協議会をいう。以下この条において同じ。）を組織した市町村

二 提案を行う協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

三 提案の理由

2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、提案を踏まえた公園計画の変更に関し必要があると認めるときは、当該提案をした協議会に対し、当該提案に係る場所及びその周辺の風致若しくは景観の状況若しくは特質又は当該提案に係る自然公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができる。

（公園事業の決定等の提案に係る添付書類）

第二条の三 条例第八条の二第一項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとす。

一 次に掲げる事項を記載した書面

イ 条例第八条の二第一項の規定による提案（以下この条において「提案」という。）を行う協議会を組織した市町村  
ロ 提案を行う協議会の名称及び構成員の氏名又は名称  
ハ 提案の理由

二 当該公園事業の概要を記載した書面

2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、提案を踏まえた公園事業の決定又は変更に関し必要があると認めるときは、当該提案をした協議会に対し、当該提案に係る場所及びその周辺の風致若しくは景観の状況若しくは特質又は当該提案に係る自然公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第四条第三項ただし書中「及び第十三号」を「第十二号及び第十三号」に、「除く」

を「除く」とともに、行為の規模が大きいため、第三号から第五号まで及び第十一号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる」に改め、同項第三号及び第四号中「以上」を「程度」に改め、同項第五号中「以上の各階平面図」を「程度の各階平面図」に、「構造図、意匠配色図及び給排水計画図」を「及び意匠配色図」に、「以上の配置図」を「程度の配置図」に改め、同項第七号中「並びに」を「及び」に改め、同条第十号中「事業資金」を「工事の施行を要する場

合にあつては、事業資金」に改め、同条の次に次の一号を加える。

十の二 第二条第三号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による

自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類

第四条第三項第十一号中「以上」を「程度」に改め、同条に次の一項を加える。

4 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第九条第二項の協議又は同条第三項の認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺千

分の一程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第五条第一号中「第九条第四項第一号」の下に「又は第五号」を、「事項」の下に「の

変更（同号に掲げる事項の変更にあつては、第二条第三号に掲げる宿舎に関する公園事業

であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けようとするものを除く。）」

を加え、同条第二号を次のように改める。

二 前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項の変更（第一号に掲げる事項の変更

にあつては公園施設の規模、色彩又は形態の変更を伴わないものに限る。）

第五条第三号から第五号までを削る。

第六条に次の一項を加える。

3 知事は、前項に定めるもののほか、条例第九条第六項の協議又は認可に関し必要があ

ると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造

図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

一

第八条中第四項を第六項とし、同条第三項中「第十一条第二項」を「第十一条第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第二項を第四項とし、同条第一項中「第十一条第一項」を「第十一条第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

2 前項の譲渡承継による公園事業承継承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 譲受人が個人の場合にあつては、譲受人の住民票の写し
- 二 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
- 三 第四条第三項第三号、第四号及び第十三号に掲げる書類
- 四 譲受人が行う公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他譲受人が公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類
- 五 第二条第三号に掲げる宿舍に関する公園事業であつて、譲受人が譲り受けた後に特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類
- 六 譲渡及び譲受けに係る譲渡人及び譲受人の意思の決定を証する書類

第十条の二 条例第十四条の二第四項の規定による公表は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 協議会（条例第十四条の二第一項に規定する協議会をいう。第十条の四及び第十条の六において同じ。）の名称及び構成員の氏名又は名称
- 二 協議の対象となる利用拠点区域
- 三 条例第十四条の二第四項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（利用拠点整備改善計画の認定の申請）

第十条の三 条例第十四条の三第一項の規定による認定の申請（以下この条において「認定の申請」という。）をしようとする者は、申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、区域の規模が大きいため、第一号及び第二号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

一 計画区域の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一程度の地形図

二 計画区域及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一程度の概況図及び天然色写真

三 条例第九条第二項の協議又は同条第三項の認可を要する条例第十四条の三第二項第四号に規定する利用拠点整備改善事業（以下この条及び次条において「利用拠点整備改善事業」という。）に関する次に掲げる書類（運輸施設に関する公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつてはイに掲げる書類、他の地方公共団体が執行する公園施設に関する公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつてはイに掲げる書類のうち第四条第三項第三号及び第四号に掲げる書類に限る。）

イ 第四条第三項第一号から第四号まで、第六号、第十三号及び第十四号に掲げる書類

ロ 公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

四 条例第九条第六項の協議又は認可を要する利用拠点整備改善事業に関する第四条第三項第三号及び第四号に掲げる書類並びに公園事業の変更に係る前号イ及びロに掲げる書類（同項第三号及び第四号に掲げる書類を除く。）

五 条例第十九条第一項の許可を要する利用拠点整備改善事業に関する第十二条第二項第一号及び第二号に掲げる図面

六 条例第二十条第一項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業に関する第十二条第二項第一号及び第二号に掲げる図面

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第十四条の三第四項の規定による認定に關し必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が同項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

（利用拠点整備改善計画の記載事項）

第十条の四 利用拠点整備改善事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名を明示してするものとする。

2 条例第十四条の三第二項第八号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 利用拠点整備改善計画の名称
- 二 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- 三 利用拠点整備改善計画に係る事務の実施体制
- 四 条例第十九条第一項の許可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該許可を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法
- 五 条例第二十条第一項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法
- 六 その他参考となるべき事項

（認定を受けた利用拠点整備改善計画の公表）

第十条の五 条例第十四条の三第六項(条例第十四条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(利用拠点整備改善計画の軽微な変更)

第十条の六 条例第十四条の四第一項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

一 利用拠点整備改善事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更

二 利用拠点整備改善事業の実施時期の変更

三 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更

四 第五条各号に掲げる変更

五 計画期間の変更

六 前各号に掲げるもののほか、変更後の利用拠点整備改善計画が条例第十四条の三第四項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

第十二条第二項に次のただし書を加える。

ただし、行為の規模が大きいため、次の各号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

第十二条第二項第一号及び第二号中「以上」を「程度」に改め、同項第三号中「以上」を「程度」に改め、「構造図」を削り、同項第四号中「以上」を「程度」に改め、同条中第四項を第五項とし、同条第三項中「前項各号」を「第二項各号」に、「次に」を「次の各号に」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第十九条第一項の許可に關し必要があると認めるときは、当該許可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第十二条の次に次の一条を加える。

(特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為)

第十二条の二 条例第十九条第一項第十六号の規則で定める行為は、知事が指定する道路(主として歩行者の通行の用に供するものであつて、舗装がされていないものに限る。)において車馬を使用することとする。

第十三条第一項中「次の」の下に「各号に掲げる」を加え、同条第四項中「次のとおり」を「次の各号に掲げるとおり」に改め、同項第六号中「延べ面積をいう」の下に「。第十八条第一号において同じ」を加え、同条第五項から第八項まで及び第十項中「次のとおり」を「次の各号に掲げるとおり」に改め、同条第十一項中「次の」の下に「各号に掲げる」を加え、同項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 申請に係る場所が、条例第十九条第一項の許可を受けて木竹の伐採が行われた後、五年を経過していない場所でないこと。ただし、木竹の伐採が僅少である場合は、この限りでない。

第十三条第十二項中「前項第七号」を「前項第一号の二、第七号」に改め、「次の」の下に「各号に掲げる」を加え、同条第十三項中「第十一項第七号」を「第十一項第一号の二及び第七号」に改め、「次の」の下に「各号に掲げる」を加え、同条第十四項中「次の」の下に「各号に掲げる」を加え、同項に次の一号を加える。

三 照明装置を用いて特別地域内の森林又は河川その他の自然物について照明を行うものについては、次に掲げる基準に適合すること。ただし、学術研究その他公益上必要と認められるもの又は病害虫の防除のために行われるものは、この限りでない。

イ 色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

ロ 期間及び時間が必要最小限であると認められるものであること。

ハ 当該照明を行う範囲が必要最小限と認められるものであること。

ニ 動光又は点滅を伴うものでないこと。

ホ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。

第十三条第十五項から第十七項まで、第十九項及び第二十項中「次の」の下に「各号に掲げる」を加え、同条第二十一項中「次のいずれか」を「次の各号に掲げるいずれか」に改め、同項第一号二を次のように改める。

ニ 光源を用いる広告物等にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

(イ) 照明の範囲が必要最小限であると認められるものであること。

(ロ) 期間及び時間が必要最小限であると認められるものであること。

(ハ) 動光又は点滅を伴うものでないこと。

第十三条第二十一項第一号中ホを削り、「へをホとし、同項第二号中「からへまで」を「及びホ」に改め、同項第三号中「からへまで及び」を「及びホ並びに」に改め、同項第四号中「第一号へ」を「第一号ホ」に改め、同条第二十二項から第二十六項まで及び第二十九項中「次の」の下に「各号に掲げる」を加え、同条第三十項中「次の」の下に「各号に掲げる」を加え、同項を同条第三十一項とし、同条第二十九項の次に次の一項を加える。

30 前条に規定する行為に係る許可基準は、次の各号に掲げるいずれかとする。

一 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 学術研究その他公益上必要と認められるものであること。

ロ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。

二 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。

<p>第十四条中「第十九条第六項第三号」を「第十九条第六項第四号」に改め、同条第四号中「にある」を「にあつて、かつ、その水平投影面積が千平方メートル以下である」に改め、「増築すること」の下に「(改築又は増築にあつては、改築又は増築後において、その水平投影面積が千平方メートル以下であるものに限る。)」を加え、同条第七号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同条第十一号の三中「巢箱」を「野生鳥獣の保護増殖のための巢箱」に改め、同条第十一号の七中「もの」の下に「に限り、かつ、増築部分の最高部と最低部の高さの差が二メートル以下であるもの」を加え、同条第十一号の八から第十一号の十一までを次のように改める。</p> <p>十一の八 既存の電線、電話線又は通信ケーブル(以下「電線等」という。)を改築すること又は既存の電線等に沿つて電線等を新築若しくは増築すること(既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。)</p> <p>十一の九 既存の電線等に付帯する工作物を新築、改築又は増築すること(既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。)</p> <p>十一の十 変圧器その他の電柱に付帯する設備を改築又は増築すること(当該電柱の高さを超えないものに限る。)</p> <p>十一の十一 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線等及び引込みに要する設備を設置すること。</p> <p>第十四条第十一号の十二中「又は農作物」を「、農作物、森林又は生態系」に改め、同条第十一号の十三中「防除」の下に「又は保安」を加え、同条の次に次の二号を加える。</p> <p>十一の十四 知事が指定する地域以外の地域において既存の建築物の屋根面に太陽光発電施設(当該施設の色彩及び形態が、公園の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が指定する色彩及び形態であるものに限る。)を設置すること。</p> <p>十一の十五 県が、公園の保護又は適正な利用の推進のために人の立入りを防止するための柵又は公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物(高さが三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が三平方メートル以下であるものに限る。)を新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>第十四条第十三号中「木竹」の下に「(条例第十九条第一項第十号の知事が指定する植物(以下「採取等規制植物」という。)であるものを除く。)」を加え、同条の次に次の二号を加える。</p> <p>十三の二 生業の維持のため、必要な範囲内で竹(高さが五十センチメートル以内のものに限る。)を伐採すること。</p> <p>十三の三 施設又は設備の維持管理を行うため必要な範囲内で竹(高さが三メートル以内のものに限る。)を伐採すること。</p> <p>第十四条第十六号中「又は電線路の維持」を削り、同条の次に次の二号を加える。</p> <p>十六の二 電線路の維持に必要な範囲内で木竹を伐採すること。</p> <p>十六の三 道路(主として歩行者の通行の用に供するものを除く。)、鉄道又は軌道の</p>	<p>交通の障害となる木竹を伐採すること。</p> <p>第十四条第十七号の二中「認定保護増殖事業等の実施のために木竹」を「牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で竹又はかん木」に改め、同条第十七号の三を次のように改める。</p> <p>十七の三 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。</p> <p>第十四条第十七号の五中「木竹」の下に「(採取等規制植物であるものを除く。次号において同じ。)」を加え、同条第十七号の十四を次のように改める。</p> <p>十七の十四 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲で木竹を損傷すること。</p> <p>第十四条第十七号の十六を削り、第十七号の十五を第十七号の十六とし、第十七号の十四の次に次の一号を加える。</p> <p>十七の十五 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>第十四条第二十六号中「の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖」を「又は野生動物の保護管理」に改め、同条第二十六号の二中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同条第二十六号の二の二を次のように改める。</p> <p>二十六の二の二 削除</p> <p>第十四条第二十六号の十二中「ある植物で、条例第十九条第一項第十号の規定により知事が指定するもの」を「おいて採取等規制植物」に改め、同条第二十六号の十二の二を次のように改める。</p> <p>二十六の十二の二 農業を営むために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。</p> <p>第十四条第二十六号の十二の七を第二十六号の十二の十とし、第二十六号の十二の三から第二十六号の十二の六までを三号ずつ繰り下げ、第二十六号の十二の二の次に次の三号を加える。</p> <p>二十六の十二の三 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。</p> <p>二十六の十二の四 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で当該採取等規制植物を損傷すること。</p> <p>二十六の十二の五 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し(国又は地方公共団体が実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が知事に提出されたものに限る。))に参加した者が、特定外来生物である植物(木竹を除く。)を採取し、又は損傷すること。</p> <p>第十四条第二十六号の十三の二を削り、同条第二十六号の十四を次のように改める。</p> <p>二十六の十四 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し(国又は地方公共団体が実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が知事に提出されたものに限る。))に参加した者が、特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。</p>
---	--

第十四条第二十六号の十四の二及び第二十六号の十四の三を削り、同条第二十六号の十五を次のように改める。

二十六の十五 削除

第十四条第二十六号の十五の二を削り、同条第二十六号の十七を次のように改める。

二十六の十七 削除

第十四条第二十六号の十八の二を削り、同条第二十六号の二十及び第二十六号の二十一を次のように改める。

二十六の二十及び二十六の二十一 削除

第十四条第三十二号の十三の次に次の五号を加える。

三十二の十四 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等の実施のために必要な行為として、条例第十九条第一項各号に掲げるものを行うこと。

三十二の十五 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除の実施のために必要な行為として、条例第十九条第一項各号に掲げるものを行うこと。

三十二の十六 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第二項から第五項までの規定による保全事業の実施のために必要な行為として、条例第十九条第一項各号に掲げるものを行うこと。

三十二の十七 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定により、知事の許可に係る行為として、条例第十九条第一項各号に掲げるものを行うこと。

三十二の十八 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第十九条第一項各号に掲げるものを行うこと。

第十八条第一号中「延面積」を「延べ面積」に改め、同条第七号中「索道傾斜亘長 六百メートル」を「索道 傾斜亘長六百メートル」に改める。

第十九条中「第二十条第七項第三号」を「第二十条第七項第四号」に改め、同条第一号中「第十一号の十三」を「第十一号の十五」に、「及び第三十二号」を「、第三十二号及び第三十二号の十四から第三十二号の十八まで」に改め、同条中第二号の次に次の一号を加える。

二の二 地表から一メートル以下の高さで、広告物等（表示面の面積が一平方メートル以下であるものに限る。）を設置すること（同一敷地内又は同一場所内における広告物等の表示面の面積の合計が五平方メートル以下の場合に限る。）

第十九条第十四号を次のように改める。

十四 削除

第十九条に次の一号を加える。

十八 前条第一号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築に付帯する行為

第十九条の二を第十九条の二の二とし、第十九条の次に次の一条を加える。

（野生動物の生態に影響を及ぼす行為）

第十九条の二 条例第二十四条第一項第三号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 野生動物（条例第二十四条第一項第三号に規定する野生動物をいう。次号において同じ。）に餌を与えること。

二 野生動物に著しく接近し、又はつきまとうこと。

第十九条の三第一号イを次のように改める。  
イ 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実にを行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第十九条の四第三項に次の一号を加える。

三 国及び地方公共団体以外の者が条例第二十六条第三項の認定を受ける場合は、前条第一号イ及びロの規定に該当しないことを説明した書類

第十九条の七の次に次の五号を加える。

（質の高い自然体験活動の促進のための協議会の公表）

第十九条の八 第十条の二の規定は、条例第二十八条の二第三項において準用する条例第十四条の二第四項の規定による公表について準用する。この場合において、第十条の二第一項第一号中「条例第十四条の二第一項に規定する協議会をいう。第十条の四及び第十条の六において同じ」とあるのは「条例第二十八条の二第一項に規定する協議会をいう。第十九条の十及び第十九条の十二において同じ」と、第十条の二第一項第二号中「利用拠点区域」とあるのは「自然公園の区域」と読み替えるものとする。

（自然体験活動促進計画の認定の申請）  
第十九条の九 条例第二十八条の三第一項の規定による認定の申請（以下この条において「認定の申請」という。）をしようとする者は、申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、区域の規模が大きいため、第一号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

一 計画区域の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一程度の地形図  
二 条例第十九条第一項の許可を要する自然体験活動促進事業に関する第十二条第二項第一号及び第二号に掲げる図面

三 条例第二十条第一項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業に関する第十二条第二項第一号及び第二号に掲げる図面

二条第二項第一号及び第二号に掲げる図面

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第二十八条の第三項の規定による認定に  
関し必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該申請に係る自  
然体験活動促進計画が同項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求  
めることができる。

(自然体験活動促進計画の記載事項)

第十九条の十 自然体験活動促進事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名及び住所  
を、法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名を明示してするものとする。

2 条例第二十八条の第三項第六号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる  
ものとする。

- 一 自然体験活動促進計画の名称
- 二 自然体験活動促進計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- 三 自然体験活動促進計画に係る事務の実施体制
- 四 条例第十九条第一項の許可を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該許可を  
要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法
- 五 条例第二十条第一項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業にあつては、  
当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法
- 六 計画区域における適正な利用に係る啓発に関する事項
- 七 その他参考となるべき事項

(認定を受けた自然体験活動促進計画の公表)

第十九条の十一 条例第二十八条の第三項(条例第二十八条の四第三項において準用す  
る場合を含む。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法によ  
り行うものとする。

(自然体験活動促進計画の軽微な変更)

第十九条の十二 条例第二十八条の四第一項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更  
は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 自然体験活動促進事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏  
名の変更
  - 二 自然体験活動促進事業の実施時期の変更
  - 三 自然体験活動促進計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の  
氏名若しくは名称の変更
  - 四 計画期間の変更
  - 五 前各号に掲げるもののほか、変更後の自然体験活動促進計画が条例第二十八条の三  
第三項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更
- 第二十条中「第十五条第二項及び」を「第十五条第三項、」に改め、「含む。」の下  
に「及び条例第二十八条の六第二項」を、「第十五号様式」の下に「、第十五号様式の  
二」を加える。

別記第一号様式から第六号様式までを次のように改める。

別記

第一号様式(第四条第一項)

公園事業執行協議(認可申請)書

自然公園内において\_\_\_\_\_事業を執行したいので、千葉県立自然  
公園条例第9条第2項(第3項)の規定により、次のとおり協議(申請)します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名及び住所  
法人にあつては、名称、所在地  
及び代表者の氏名

公園施設の種類			
公園施設の位置			
公園施設・構 造の 規 模	経営方法	直営 委託 (受託者 )	
	料金徴収	有 無 (標準的な額 )	
公園施設の管理 又は経営の方法	供用期間	通年 通季 (供用期間 )	
	分譲型 分譲等	有 無 (種類・仕組み )	
公園施設の供用 開始の予定 年 月 日	年 月 日		
工事施行の 予定期間	年 月 日	年 月 日	日着工 日完了
備考			

<p>(注)</p> <p>1 添付書類 (ただし、協議にあつては (1)、(2)、(6) から(8)まで、(10) 及び (11) を、運輸施設に関する公園事業にあつては (7)、(8) 及び (10) を除く。)</p> <p>(1) 個人にあつては、住民票の写し</p> <p>(2) 法人にあつては、登記事項証明書</p> <p>(3) 公園施設の位置を明らかにした縮尺 1 : 25, 000程度の地形図</p> <p>(4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺 1 : 5, 000程度の概況図及び天然色写真</p> <p>(5) 公園施設の規模及び構造を明らかにした縮尺 1 : 1, 000程度の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図及び意匠配色図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺 1 : 1, 000程度の配置図</p> <p>(6) 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約</p> <p>(7) 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設等を適切に管理又は経営することができることを証する書類</p> <p>ア 法人にあつては、申請の日の属する事業年度前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書 (設立後3年を経過していない法人にあつては、設立後の各事業年度に係るもの)</p> <p>イ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書</p> <p>(8) 工事の施行を要する場合にあつては、事業資金を調達することができることを証する書類</p> <p>(9) 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類 (工事の施行によつて発生する廃材又は残土の処理の方法を説明した書類を含む。) 及び縮尺 1 : 1, 000程度の図面</p> <p>(10) 工事の施行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書</p> <p>(11) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類 (当該施設の所有権を客室単位等で販売するものにあつては、公園施設の耐用年数に応じた借地借家法 (平成3年法律第90号) に基づく定期借地権が設定されること又は公園施設の大規模修繕や建替えが円滑に実施されることが見込まれる措置が講じられることが明示された建物の区分所有等に関する法律 (昭和37年法律第69号) に基づく区分所有者等と公園事業者の契約内容を明らかにした書類を含む。)</p> <p>(12) 公園事業の執行に関し土地収用法の規定により土地又は権利を収用し、又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書</p> <p>(13) 分譲型ホテル等の場合にあつては、以下の書類 (エ、オについてはそのいずれか)</p> <p>ア 特定の者が優先的に宿泊する仕組みを明らかにした書類</p> <p>イ 一般の利用者の宿泊の機会を確保する仕組みを明らかにした書類</p> <p>ウ 年間延べ宿泊可能客室数のうち一般の利用者の宿泊の機会が確保される年間延べ宿泊可能客室数が占める割合を明らかにした書類</p> <p>エ 公園施設が所在する地域の活性化又は上質化に向けた取組内容を明らかにした書類</p> <p>オ 改築、増築又は建替えを行う廃屋又は老朽化施設の敷地内の配置を明らかにした縮尺 1 : 1, 000程度の配置図、天然色写真及び登記事項証明書</p>	<p>2 その他</p> <p>(1) 「公園施設の種類」欄には、〇〇線道路 (車道)、〇〇宿舍等の公園事業の名称及び種類を記載すること。</p> <p>(2) 「公園施設の位置」欄には、都道府県、郡、区、市町村、大字、字、小字、地番 (地先) を記載すること。ただし、道路にあつては、起終点の位置を記載すること。</p> <p>(3) 「公園施設の規模・構造」欄については、以下の事項に留意し、別に定める記載事項を参照の上記載すること。</p> <p>ア 添付書類と照合できるように詳細かつ明確に記載すること。</p> <p>イ 施設が複数にわたる場合は、個々の施設ごとの規模を記載すること。</p> <p>(4) 「公園施設の管理又は経営の方法」欄には、以下の事項を記載すること。ただし、運輸施設にあつては、イ、エ、カ、キ及びクを記載することを要しない。</p> <p>ア 直営又は委託の別</p> <p>イ 委託する場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>ウ 通年供用又は季節供用の別</p> <p>エ 季節供用の場合にあつては、その供用期間</p> <p>オ 料金徴収の有無</p> <p>カ 料金を徴収する場合にあつては、標準的な額</p> <p>キ 分譲型ホテル等の該当の有無</p> <p>ク 分譲型ホテル等にあつては、その種類 (コンドホテル、会員制ホテル、企業保養所の別) 並びに特定の者が優先的に宿泊する仕組みの概要、一般の利用者の宿泊の機会を確保する仕組みの概要及び年間延べ宿泊可能客室数のうち一般利用者の宿泊の機会が確保される年間延べ宿泊可能客室数が占める割合</p> <p>(5) 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。</p> <p>ア 公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否</p> <p>イ 当該事業の執行 (工事の施行を含む。) が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合には、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況</p> <p>ウ 公園施設の通称がある、又は付す予定がある場合は通称</p> <p>エ 公園事業の執行に係る関連行為の概要</p> <p>(6) 添付書類のうち、建築物に関する各階平面図には、間取り及び客室等の用途を記載すること。また、分譲型ホテル等にあつては、分譲販売又は会員販売等の対象となる客室を明らかにすること。</p> <p>(7) 不要の文字は、抹消すること。</p> <p>(8) 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。</p>
--	---

第二号様式から第四号様式まで 削除  
第五号様式（第六条第一項）

公園事業内容の変更協議（認可申請）書

自然公園 \_\_\_\_\_ 事業の執行の協議をした（認可を受けた）内容を  
変更したいので、千葉県立自然公園条例第9条第6項の規定により、次のとおり協議  
（申請）します。

千葉県知事

様

年 月 日

申請者の氏名及び住所

〔法人にあつては、名称、所在地  
及び代表者の氏名〕

執行の協議をした （認可を受けた）号 年月日及び番号	年 月 日	第 号
事項の種類	変更	前後
公園施設の位置		
公園施設の 公 位		
公園施設の 規 模・構 造		
変更の 内 容	経営方法	
	料金徴収	
	供用期間	
	分譲型 ホテル等	
変更しようとする 年 月 日	年 月 日	
工事 事 定 施 行 期 間 の 間	年 年 月 月 日 着 工 了 工	
供用予定年月日	年 月 日	
変更を必要とする 理 由		
備 考		

(注)

1 添付書類

- (1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺1：25,000程度の地形図
- (2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1：5,000程度の概況図及び天然色写真
- (3) 変更に係る第1号様式の添付書類（5）から（13）までに掲げる書類（ただし、協議にあつては、（6）から（8）まで、（10）及び（11）を、運輸施設に関する公園事業にあつては、（7）、（8）及び（10）を除く。）
- 2 その他
  - (1) 「執行の協議をした（認可を受けた）年月日及び番号」欄には、当該事業の執行の協議回答書又は同意回答書（認可指令書）（認定を受けた利用拠点整備改善計画の利用拠点整備改善事業に係るものにあつては、みなし認可の同意書又は認可書）記載のものを記入すること。
  - (2) 「公園施設の種類の別」欄には、○○線道路（単道）、○○宿舍等の公園事業の名称及び種類を記載すること。
  - (3) 「変更の内容」欄には、協議をした（認可を受けた）事項と今回変更する事項とを対比し、添付書類と照合できるように明確に記載すること。
  - (4) 「公園施設の管理又は経営の方法」欄には、以下の事項を記載すること。ただし、運輸施設にあつては、イ、エ、カ、キ及びクを記載することを要しない。  
ア 直営又は委託の別  
イ 委託する場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名  
ウ 連年供用又は季節供用の別  
エ 季節供用の場合にあつては、その供用期間  
オ 料金徴収の有無  
カ 料金を徴収する場合にあつては、標準的な額  
キ 分譲型ホテル等の該当の有無  
ク 分譲型ホテル等にあつては、その種類（コンドホテル、会員制ホテル、企業保養所の別）並びに特定の者が優先的に宿泊する仕組みの概要、一般の利用者の宿泊の機会を確保する仕組みの概要及び年間延べ宿泊可能客室数のうち一般利用者の宿泊の機会が確保される年間延べ宿泊可能客室数が占める割合
  - (5) 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。  
ア 変更に係る公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否  
イ 当該公園施設の変更等（変更に伴う工事の施行を含む。）が他の法令の規定により行政の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合は、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況  
ウ 公園施設の通称がある場合は通称  
エ 公園事業の執行に係る関連行為の概要
  - (6) 添付書類のうち、建築物に関する各階平面図には、間取り及び客室等の用途を記載すること。また、分譲型ホテル等にあつては、分譲販売又は会員販売等の対象となる客室を明らかにすること。なお、申請内容において規模及び構造に変更がない場合においても、分譲販売又は会員販売等の対象となる客室を明らかにした縮尺1：1,000程度の各階平面図等の書類を提出すること。
  - (7) 不要の文字は、抹消すること。
  - (8) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。



第六号様式(第七条)

公園事業内容の軽微変更届

自然公園\_\_\_\_\_事業の内容に関し、軽微な変更をしたので、千葉県立自然公園条例第9条第9項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

千葉県知事 様

届出者の氏名及び住所

法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名

執行の協議をした(認可を受けた)年月日及び番号	年 月 日	第 号
公園施設の種類の項目	変更前	変更後
変更の内容及び代表者の氏名(名称、所在地及び代表者の氏名)		
	公園施設の構造	
公園施設の管理又は経営の方法	経営方法	
	料金徴収	
	供用期間	
内容	供用予定日	年 月 日
	工事施行期間	年 月 日着工 年 月 日完了
変更した年月日	年 月 日	
変更を必要とする理由		
備考		

(注)

1 添付書類

- (1) 個人の住所の変更にあつては、住民票の写し
- (2) 法人の名称、代表者の氏名、所在地の変更にあつては、登記事項証明書
- 2 その他

(1) 「執行の協議をした(認可を受けた)年月日及び番号」欄には、当該事業の執行の協議回答書又は同意回答書(認可指令書)、認定を受けた利用拠点整備改善計画の利用拠点整備改善事業に係るものにあつては、みなし認可の同意書又は認可書記載のものを記入すること。

(2) 「公園施設の種類の種類」欄には、〇〇線道路(車道)、〇〇宿舍等の公園事業の名称及び種類を記載すること。

(3) 「公園施設の管理又は経営の方法」欄には、以下の事項を記載すること。ただし、運輸施設にあつては、イ、エ及びカを記載することを要しない。

ア 直営又は委託の別

イ 委託する場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

ウ 通年供用又は季節供用の別

エ 季節供用の場合にあつては、その供用期間

オ 料金徴収の有無

カ 料金を徴収する場合にあつては、標準的な額

(4) 不要の文字は、抹消すること。

(5) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第六号様式の次に次の一様式を加える。  
第六号様式の二(第八条第一項)

譲渡承継による公園事業承継承認申請書

\_\_\_\_\_が執行する\_\_\_\_\_自然公園\_\_\_\_\_事業を承継したいので、千葉  
県立自然公園条例第11条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

譲渡人の氏名及び住所  
〔法人にあつては、名称、所在地  
及び代表者の氏名  
〕  
譲受人の氏名及び住所  
〔法人にあつては、名称、所在地  
及び代表者の氏名  
〕

執行の認可を受け た年月日及び番号	年 月 日	第 号
公園施設の種類		
譲受人が行う 公園施設の管理 又は経営の方法	経営方法	直営 委託(受託者 )
	料金徴収	有 無 (標準的な額 )
	供用期間	通年 季節 (供用期間 )
譲渡しようとする 年月日	譲渡型 分ホタル等	有 無 (種類・仕組み )
	譲渡しようとする 理由	年 月 日
備考		

(注)

- 1 添付書類
  - (1) 譲受人が個人の場合にあつては、譲受人の住民票の写し
  - (2) 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
  - (3) 公園施設の位置を明らかにした縮尺1：25,000程度の地形図
  - (4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1：5,000程度の概況図及び天然色写真
  - (5) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
  - (6) 譲受人が行う公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設等を適切に管理又は経営することができることを証する書類
  - (7) 法人にあつては、申請の日の属する事業年度前の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類  
(設立後3年を経過していない法人にあつては、設立後の各事業年度に係るもの)
  - (8) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収入及び支出の総額及び内訳を明らかにした収支予算書
  - (9) 分譲型ホテル等の場合にあつては、以下の書類(ア、カについてはそのいずれか)  
ア 特定の者が優先的に宿泊する仕組みを明らかにした書類  
イ 一般の利用者の宿泊の機会を確保する仕組みを明らかにした書類  
ウ 年間延べ宿泊可能客室数のうち一般の利用者の宿泊の機会が確保される年間延べ宿泊可能客室数が占める割合を明らかにした書類  
エ 分譲販売又は会員販売等の対象となる客室を明らかにした縮尺1：1,000程度の各階平面図等の書類
  - オ 公園施設が所在する地域の再活性化又は上質化に向けた取組内容を明らかにした書類
  - カ 改築、増築又は建替えを行う陸屋又は老朽化施設の敷地内の配置を明らかにした縮尺1：1,000程度の配置図、天然色写真(カラー写真)及び登記事項証明書
  - (8) 譲渡及び譲受けに係る譲渡人及び譲受人の意思の決定を証する書類
- 2 その他
  - (1) 「執行の認可を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の執行の認可指令書(認定を受けた利用拠点整備改善計画の利用拠点整備改善事業に係るもの)にあつては、みなし認可の認可書)記載のものを記入すること。
  - (2) 「公園施設の種類」欄には、○○線道路(車道)、○○宿舍等の公園事業の名称及び種類を記載すること。
  - (3) 「譲受人が行う公園施設の管理又は経営方法」欄には、以下の事項を記載すること。ただし、運輸施設にあつては、イ、エ、カ、キ及びビを記載することを要しない。  
ア 直営又は委託の別  
イ 委託する場合にあつては受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名  
ウ 通年供用又は季節供用の別  
エ 季節供用の場合にあつてはその供用期間  
オ 料金徴収の有無  
カ 料金を徴収する場合にあつては標準的な額  
キ 分譲型ホテル等の該当の有無  
ク 分譲型ホテル等にあつては、その種類(コンドホテル、会員制ホテル、企業保養所の別)並びに特定の者が優先的に宿泊する仕組みの概要、一般の利用者の宿泊の機会を確保する仕組みの概要及び年間延べ宿泊可能客室数のうち一般利用者の宿泊の機会が確保される年間延べ宿泊可能客室数が占める割合  
「備考」欄には、以下の事項を記載すること。
  - (4) 公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否
  - ア 公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否  
イ 他の法令の規定により行政及び許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものである場合は、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況
  - ウ 公園施設の通称がある場合又は付す予定がある場合は通称
  - エ 公園事業の執行に係る関連行為の概要(引き継ぐ事項)
  - (5) 不要の文字は、捺消すること。
  - (6) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

「第11条第2項」並びに「氏名(押印又は署名)」並びに「氏名」並びに「印章」並びに「印鑑」並びに「印鑑」

- 1 添付書類(ただし、協議にあつては、(1)、(4)及び(6)を除く。)
  - (1) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
  - (2) 公園施設の位置を明らかにした縮尺1：25,000程度の地形図
  - (3) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1：5,000程度の概況図及び天然色写真
  - (4) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
  - (5) 合併契約書及び合併により消滅した公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書
  - (6) 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及びその内訳を記載した書類
  - (7) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 2 その他
  - (1) 「執行の協議をした(認可を受けた)年月日及び番号」欄には、当該事業の執行の協議回答書又は同意回答書(認可指令書)(認定を受けた利用拠点整備改善計画の利用拠点整備改善事業に係るものにあつては、みなし認可の同意書又は認可書)記載のものを記入すること。
  - (2) 「公園施設の種類の種類」欄には、○○線道路(車道)、○○宿舍等の公園事業の名称及び種類を記載すること。
  - (3) 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。
    - ア 他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものである場合は、その法令名、適用条項及びその手続状況
    - イ 公園施設の通称がある場合又は付す予定がある場合は通称
    - ウ 公園事業の執行に係る関連行為の概要(引き継ぐ事項)
  - (4) 不要の文字は、抹消すること。
  - (5) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第八号様式(第八条第五項)

相続による公園事業承継申請書

が執行していた 自然公園 \_\_\_\_\_ 事業を承継したいので、千葉県立自然公園条例第11条第3項の規定により、次のとおり申請します。

千葉県知事 様 \_\_\_\_\_ 年 月 日

相続人の氏名及び住所

執行の認可を受けた年月日及び番号	年 月 日	千葉県	指令 第 ____ 号
公園施設の種類の種類			
被相続人の氏名及び住所			
被相続人が死亡した年月日	年 月 日		
相続人の続柄			
備考			

- (注) 1 添付書類
  - (1) 相続人の住民票の写し
  - (2) 公園施設の位置を明らかにした縮尺1：25,000程度の地形図
  - (3) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1：5,000程度の概況図及び天然色写真
  - (4) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
  - (5) 被相続人との続柄を証する書類
  - (6) 相続人が2人以上ある場合においては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類
- 2 その他
  - (1) 「執行の認可を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の認可指令書記載のものを記入すること。
  - (2) 「公園施設の種類の種類」欄には、○○線道路(車道)、○○宿舍等の公園事業の名称及び種類を記載すること。
  - (3) 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。
    - ア 他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものである場合は、その法令名、適用条項及びその手続状況
    - イ 公園施設の通称がある場合又は付す予定がある場合は通称
    - ウ 公園事業の執行に係る関連行為の概要(引き継ぐ事項)
  - (4) 不要の文字は、抹消すること。
  - (5) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第九号様式中「氏名(押印又は署名)」や「氏名」は、「以上」や「程度」に於て「認可指令書」の次に「(認定を受けた利用拠点整備改善計画の利用拠点整備改善事業に係るものにあつては、みなし認可の同意書又は認可書)」を記入せよ。

別記第九号様式の二「氏名(押印又は署名)」や「氏名」は、「以上」や「程度」に於て「認可指令書」の次に「(認定を受けた利用拠点整備改善計画の利用拠点整備改善事業にあつては、みなし認可の認可書)」を記入せよ。

別記第十号様式(その一)中「氏名(押印又は署名)」や「氏名」は、別記第九号様式(その一)の注を次のように改める。

(注)

- 1 添付図面
  - 地形図(2万5千分の1程度)、案内図、配置図、平面図(千分の1程度)、立面図、断面図、意匠配色図(立面図に彩色したもので可)、行為地及びその付近の状況を示す写真等行為の施行方法の表示に必要な図面。
  - なお、既に許可を受けたものの変更で、前回の許可申請と同じ内容のものについては、適宜省略して差し支えない。
- 2 その他
  - (1) 申請文の「自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。
  - (2) 「目的」欄には、当該工作物を設ける目的及びその必要性を具体的に記入すること。
  - (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すに必要な事項を記入すること。
  - なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
  - (4) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採(樹種、本数、面積等)、支障となる動植物の除去、敷地造成(面積、切土盛土量等)、残土量とその処理方法、工事用仮工作物の設置等、当該行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。
  - なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
  - (5) 「施行後の周辺の取扱い」欄には、跡地の整理、修景のための植栽等風致の保護又は景観の維持のために行う措置を記入すること。
  - なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
  - (6) 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。
    - ア 他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
    - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
    - ウ 以前千葉県立自然公園条例に基づき許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付及び番号、付された条件、変更する理由等
  - (7) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第十号様式(その一)の注を次のように改める。

(その二)

特別地域内木竹の伐採許可申請書

千葉県立自然公園条例第19条第 1 項の規定により、自然公園の特別地域内における木竹の伐採の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名及び住所

〔法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名〕

目的			
行為地	千葉県	市郡	町村
	大字	字	地番
地目			
林種	林		
	樹種		
林況	林齢		
	森林全面積		
総蓄積 (a)			
伐採種別			
伐採樹種			
伐採面積			
平均樹齢			
平均胸高直径			
伐採材積 (b)			
伐採材積歩合 (b/a)			
関連行為の概要			
伐採跡地の取扱い			
予定期日	着	年 月 日	手
備考	完	年 月 日	了

(注)

1 添付図面

地形図 (2万5千分の1程度)、平面図、行為地及びその付近の状況を示す写真等行為の施行方法の表示に必要な図面。

なお、既に許可を受けたものの変更で、前回の許可申請と同一の内容のものについては、適宜省略して差し支えない。

2 その他

(1) 申請文の「自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。

(2) 「林種」欄には、針葉樹林、広葉樹林、天然林、人工林等を記入すること。

(3) 「伐採種別」欄には、主伐 (皆伐、単木択伐、塊状択伐)、間伐の別を記入すること。

(4) 「関連行為の概要」欄には、索道、林道、貯木場の設置 (面積、切土盛土量等)、残土量とその処理方法等、申請に伴う行為の概要を具体的に記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(5) 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。

ア 他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況

イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の承諾又はその見込み

ウ 以前千葉県立自然公園条例に基づき許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付及び番号、付された条件、変更する理由等

(6) 学術研究その他公益上必要なもの、地域住民の日常生活の維持のために必要なもの、病虫害の防除、防災若しくは風致維持その他森林の管理として行われるもの若しくは測量のために行われるもの又は第3種特別地域において行われるものであつて森林施業以外の目的で申請する場合には、「林況」の代わりに「行為地及びその付近の状況」を記載する。

また、「施行方法」については「伐採樹種」、「伐採面積」、「関連行為の概要」及び「伐採跡地の取扱い」を記載することで足りるものとする。

(7) 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。



(2) 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。

ア 他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況

イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ 以前千葉県立自然公園条例に基づき許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付及び番号、付された条件、変更する理由等

別記第十号様式(その六)を次のように改める。

(その六) 特別地域内広告物の設置等許可申請書

千葉県立自然公園条例第19条第1項の規定により、自然公園の特別地域内における許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名及び住所

〔 法人にあつては、名称、所在地  
及び代表者の氏名 〕

目的			
行為地	千葉県 市郡 町村 大字 字 地番 (地先)	地目	
	行為地及びその付近の状況 広告物等の種類		
施行方法	独立して設置する 場合の敷地面積		
	広告物を掲出又は 表示する工物の 種類及びその箇所		
	規模及び構造		
	主要材料		
	色		
	表示の内容		
	関連行為の概要		
	予定期日	着手	年月日
	備考	完了	年月日

<p>(注)</p> <p>1 添付図面</p> <p>地形図(2万5千分の1程度)、平面図、立面図、意匠配色図(立面図に彩色したもので可)、行為地及びその付近の状況を示す写真等行為の施行方法の表示に必要な図面。</p> <p>なお、既に許可を受けたものの変更で、前回の許可申請と同一の内容のものについては適宜省略して差し支えない。</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 申請文の「自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を、「の許可」の箇所には、「広告物の設置の許可」「広告の工作物への表示の許可」等許可を受けようとする行為の種類を記入すること。</p> <p>(2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すに必要な事項を記入すること。</p> <p>なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。</p> <p>(3) 「広告物を掲出又は表示する工作物の種類及びその箇所」欄には、当該広告物を掲出又は表示しようとする工作物の種類と掲出又は表示しようとする箇所を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。</p> <p>(4) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採(樹種、本数、面積等)、支障となる動植物の除去、敷地造成(面積、切土盛土量等)、残土量とその処理方法、工所用仮工作物の設置等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。</p> <p>なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。</p> <p>(5) 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。</p> <p>ア 他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況</p> <p>イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の承諾又はその見込み</p> <p>ウ 以前千葉県立自然公園条例に基づく許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付及び番号、付された条件、変更する理由等</p> <p>(6) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。</p>	<p>民記第1号第4号(のの)中「氏名(押印又は署名)」や「氏名」は「民記第1号第4号(のの)の民記第1号第4号(のの)中」</p> <p>(注)</p> <p>1 添付図面</p> <p>地形図(2万5千分の1程度)、案内図、配置図、平面図(千分の1程度)、立面図、行為地及びその付近の状況を示す写真等行為の施行方法の表示に必要な図面。</p> <p>なお、既に許可を受けたものの変更で、前回の許可申請と同じ内容のものについては、適宜省略して差し支えない。</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 申請文の「自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。</p> <p>(2) 「目的」欄には、当該物の集積(貯蔵)の目的及びその必要性を具体的に記入すること。</p> <p>(3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すに必要な事項を記入すること。</p> <p>なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。</p> <p>(4) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、支障となる動植物の除去、転石の除去、遮へい物の設置等当該行為に伴う行為の種類及びその施行方法を記入すること。</p> <p>なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。</p> <p>(5) 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。</p> <p>ア 他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況</p> <p>イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の承諾又はその見込み</p> <p>ウ 以前千葉県立自然公園条例に基づく許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付及び番号、付された条件、変更する理由等</p> <p>(6) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。</p> <p>民記第1号第4号(のの)中「氏名(押印又は署名)」や「氏名」は「民記第1号第4号(のの)の民記第1号第4号(のの)中」</p>
---	---



(注)

1 添付図面

地形図（2万5千分の1程度）、平面図、断面図、行為地及びその付近の状況を示す写真等行為の施行方法の表示に必要な図面。

なお、既に許可を受けたものの変更で、前回の許可申請と同一の内容のものについては適宜省略して差し支えない。

2 その他

(1) 申請文の「自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。

(2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すに必要な事項を記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(3) 「工事の方法」欄には、工事計画（時期、工種等）を記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(4) 「関連行為の概要」欄には、捨石等埋立（干拓）用土石の採取、支障となる動物の除去等当該行為に伴う行為の種類及びその施行方法を記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(5) 「埋立（干拓）後の取扱い」欄には、埋立後の用途、風致の保護又は景観の維持のために行う措置を記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(6) 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。

ア 他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況

イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ 以前千葉県立自然公園条例に基づく許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付及び番号、付された条件、変更する理由等

(7) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
別記第十号様式(ネのロ)を次のように記入せよ。

(その九)

特別地域内土地の形状変更許可申請書

千葉県立自然公園条例第19条第1項の規定により、自然公園の特別地域内における土地（海底）の形状変更の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名及び住所

〔法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名〕

目的	千葉県 市郡 町村 大字 字 地番 (地先)			地目
	行 為 地			
土地の形状変更の原因となる行為	行 為 地 及 び 其 の 附 近 の 状 況			
	土地の形状変更する面積			
	工 事 の 方 法			
	変更後の土地の形状			
施 行 方 法	関連行為の概要			
	変更後の取扱い			
	予 定 期 日			
備 考	着 手	年 月 日		
	完 了	年 月 日		

(注)

- 1 添付図面  
地形図(2万5千分の1程度)、平面図、断面図、行為地及びその付近の状況を示す写真等行為の施行方法の表示に必要な図面。  
なお、既に許可を受けたものの変更で、前回の許可申請と同一の内容のものについては適宜省略して差し支えない。
- 2 その他
  - (1) 申請文の「自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。
  - (2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すに必要な事項を記入すること。  
なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
  - (3) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、支障となる動植物の除去等当該行為に伴う行為の種類及びその施行方法を記入すること。  
なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
  - (4) 「変更後の取扱い」欄には、土地の形状変更後の用途、風致景観の保護のために行う措置を記入すること。  
なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
  - (5) 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。
    - ア 他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
    - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の承諾又はその見込み
    - ウ 以前千葉県立自然公園条例に基づき許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付及び番号、付された条件、変更する理由等
  - (6) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
別記様式第1号様式(ハの十)及び(ハの十一)並びに様式第1号。

(その十)

特別地域内指定植物の植栽(播種)許可申請書

千葉県立自然公園条例第19条第1項の規定により、自然公園の特別地域内における指定植物の植栽又は播種の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名及び住所

〔法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名〕

目的	千葉県 市郡 町村 大字 字 地番(地先)		地 目
	行為地		
行為地及びその付近の状況			
植栽(播種)する植物の種類	植栽(播種)面積		
	植栽(播種)量		
	植栽(播種)方法		
	管理方法		
施行方法			
関連行為の概要			
予定期日	着手	年 月 日	
	完了	年 月 日	
備考			

(注)

- 1 添付図面
  - 地形図（2万5千分の1程度）、行為地及びその付近の状況を示す写真等行為の施行方法の表示に必要な図面
- 2 その他
  - (1) 申請文の「自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。
  - (2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すに必要な事項を記入すること。  
なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
  - (3) 「植栽（播種）する植物の種類」欄には、植栽又は播種する植物の種類（変種である場合は、変種レベルまで）を記入すること。
  - (4) 「管理方法」欄には、植栽又は播種をする植物種が当該地周辺の景観の維持に支障を及ぼさないための措置等を記入すること。
  - (5) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採（樹種、本数、面積等）、支障となる動植物の除去等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入するとともに、特別地域内で採取した木竹以外の植物を再度植栽又は播種をする場合、場所等の詳細を記入すること。  
なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
  - (6) 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。
    - ア 他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
    - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
    - ウ 以前千葉県立自然公園条例に基づく許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付及び番号、付された条件、変更する理由等
    - エ 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(その十一)

特別地域内指定動物（指定動物の卵）の捕獲（殺傷、採取、損傷）許可申請書

千葉県立自然公園条例第19条第1項の規定により、自然公園の特別地域内における指定動物（指定動物の卵）の捕獲（殺傷、採取、損傷）の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名及び住所  
 法人にあつては、名称、所在地  
 及び代表者の氏名

目的	千葉県 市郡 町村 大字 字 地番 (地先)		
行為地			
行為地及びその付近の状況			
指定動物(指定動物の卵)の種類			
施行方法	捕獲(殺傷、物の採取)数量	採取	
	捕獲(殺傷)の方法	採取	
予定期日	着手	年月日	
	完了	年月日	
備考	関連行為の概要		

(注)

- 1 添付図面
  - 地形図(2万5千分の1程度)等行為の施行方法の表示に必要な図面
- 2 その他
  - (1) 申請文の「自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。
  - (2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すに必要な事項を記入すること。  
なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
  - (3) 「捕獲(殺傷、採取、損傷)の方法」欄には、捕獲(殺傷、採取、損傷)の方法、使用器具の名称等を記入すること。
  - (4) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採(樹種、本数、面積等)、支障となる動植物の除去等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入するとともに、特別地域内で捕獲した動物を再度放つ予定となっている場合、時期及び詳細を記入すること。  
なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
  - (5) 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。
    - ア 他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
    - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
    - ウ 以前千葉県立自然公園条例に基づく許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付及び番号、付された条件、変更する理由等
  - (6) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(その十二)

特別地域内動物の放出(家畜の放牧を含む)許可申請書

千葉県立自然公園条例第19条第1項の規定により、\_\_\_\_\_自然公園の特別地域内における動物の放出(家畜の放牧を含む。)の許可を受けたく、次のとおり申請します。

千葉県知事 様

年 月 日

申請者の氏名及び住所

〔 法人にあつては、名称、所在地  
及び代表者の氏名 〕

目的			
行為地	千葉県	市郡	町村 大字 字 地番(地先)
行為地及びその付近の状況			
動物(家畜)の種類			
施行方法	動物(家畜)の数量(頭数)		
	管理方法		
	関連行為の概要		
予定期日	着手	年 月 日	
	完了	年 月 日	
備考			

(注)

- 1 添付図面
  - 地形図(2万5千分の1程度)等行為の施行方法の表示に必要な図面
- 2 その他
  - (1) 申請文の「\_\_自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。
  - (2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すに必要な事項を記入すること。  
なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
  - (3) 「動物(家畜)の種類」欄には、放出する動物(家畜)の種類(亜種である場合は、亜種レベルまで)を記入すること。
  - (4) 「管理方法」欄には、放出する動物(家畜)が当該地周辺の景観の維持に支障を及ぼさないための措置等を記入すること。なお、家畜にあつては、放牧面積、放牧施設、放牧時期を記入すること。
  - (5) 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。  
ア 他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況  
イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み  
ウ 以前千葉県立自然公園条例に基づく許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付及び番号、付された条件、変更する理由等
  - (6) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(その十三)

特別地域内工作物等の色彩変更許可申請書

千葉県立自然公園条例第19条第1項の規定により、自然公園の特別地域内における色彩変更の許可を受けたく、次のとおり申請します。

千葉県知事 様

年 月 日

申請者の氏名及び住所

〔 法人にあつては、名称、所在地  
及び代表者の氏名 〕

目的		
行為地	千葉県 市郡 町村 大字 字 地番(地先)	地目
行為地及びその付近の状況		
施行方法	色彩を変更する工作物	
	色彩を変更する箇所	
	現在の色彩	
	変更後の色彩	
	関連行為の概要	
予定期日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備考		

<p>(注)</p> <p>1 添付図面</p> <p>地形図(2万5千分の1程度)、案内図、立面図、意匠配色図(立面図に彩色したもので可)、行為地及びその付近の状況を示す写真等行為の施行方法の表示に必要な図面。</p> <p>なお、既に許可を受けたものの変更で、前回の許可申請と同一の内容のものについては適宜省略して差し支えない。</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 申請文の「自然公園」の箇所には当該自然公園の名称を、「色彩変更」の箇所には「屋根の色の変更」、「壁面の色彩変更」等色彩を変更する工作物の箇所を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。</p> <p>(2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すに必要な事項を記入すること。</p> <p>なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。</p> <p>(3) 「関連行為の概要」欄には、工事用仮工作物の設置等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。</p> <p>なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。</p> <p>(4) 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。</p> <p>ア 他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況</p> <p>イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み</p> <p>ウ 以前千葉県立自然公園条例に基づく許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付及び番号、付された条件、変更する理由等</p> <p>(5) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。</p>	<p>民部省令(昭和十回)中「氏名(押印又は署名)」や「氏名」は「氏名」又は「氏名」(昭和十回)の定めによる。</p> <p>(注)</p> <p>1 添付図面</p> <p>地形図(2万5千分の1程度)、案内図、行為地及びその付近の状況を示す写真等行為の施行方法の表示に必要な図面。</p> <p>なお、既に許可を受けたものの変更で、前回の許可申請と同一の内容のものについては適宜省略して差し支えない。</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 申請文の「自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。</p> <p>(2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すに必要な事項を記入すること。</p> <p>なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。</p> <p>(3) 「使用(着陸)方法」欄には、例えば「自動車を時速50キロメートルで1日2回1周させる」等、行為地内での活動状況、頻度等を記入すること。</p> <p>(4) 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。</p> <p>ア 他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況</p> <p>イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み</p> <p>ウ 以前千葉県立自然公園条例に基づく許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付及び番号、付された条件、変更する理由等</p> <p>(5) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。</p> <p>民部省令(昭和十回)中「氏名(押印又は署名)」や「氏名」は「氏名」又は「氏名」(昭和十回)の定めによる。</p> <p>民部省令(昭和十回)中「氏名(押印又は署名)」及び「氏名」は「氏名」又は「氏名」(昭和十回)の定めによる。</p> <p>「(地方公共団体)の代表者氏名及び」は「氏名」又は「氏名」(昭和十回)の定めによる。</p> <p>「(地方公共団体)の代表者氏名及び」は「氏名」又は「氏名」(昭和十回)の定めによる。</p> <p>(6) 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。</p> <p>ア 他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況</p> <p>イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み</p> <p>民部省令(昭和十回)中</p>
---	---

「様

(裏)

申請者の氏名 (押印又は署名) 又は名称、住所及び電話番号  
 〔法人にあつては、名称、所在地、電話番号〕  
 及び代表者の氏名 (押印又は署名) 〕

申請者の氏名又は名称、住所及び電話番号  
 〔法人にあつては、名称、所在地、電話番号〕  
 及び代表者の氏名 〕

「以上」を「程度」に、  
 「生態系維持回復事業実施計画書

申請者の氏名 (押印又は署名) 又は名称、住所及び電話番号  
 〔法人にあつては、名称、所在地、電話番号及び〕  
 代表者の氏名 (押印又は署名) 〕

「生態系維持回復事業実施計画書

申請者の氏名又は名称、住所及び電話番号 に改める。

〔法人にあつては、名称、所在地、電話番号〕  
 及び代表者の氏名 〕

別記第十三号様式(裏)の四「氏名(押印又は署名)」を「以上」を「程度」に改める。

別記第十三号様式(裏)の五「氏名(押印又は署名)」を「以上」を「程度」に改める。

別記第十三号様式(裏)の六(裏)を次のように改める。

千葉県立自然公園条例(抄)  
 (報告徴収及び立入検査)  
 第十五条 知事は、第九条第三項の認可を受けた者に対し、第八条から前条までの規定の施行に必要な限度において、当該の期限を定めてその公園事業の執行状況その他必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。  
 2 知事は、第八条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第十四条の三第四項の認定を受けた者に対し、相当の期限を定めて認定利用拠点整備改善計画の実施状況その他必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、認定利用拠点整備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。  
 3 前二項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。  
 4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
 第三十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。  
 一 第十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十八条の六第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。  
 二八 (略)

別記第十四号様式(裏)中「報告したとき」を「場合に応じ、当該違反行為をしたとき」を「報告したとき」に改める。  
 別記第十五号様式(裏)を次のように改める。

(裏)

**第二十四条** (利用のための規制) 特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 当該自然公園の利用者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
- 二 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしのままに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方で行うこと。
- 三 その他当該自然公園の利用者に著しく迷惑をかけること。

野生動物(鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。)に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるもの。

二 野生動物(鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。)に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるもの。

三 野生動物(鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。)に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるもの。

四 当該自然公園の利用者に著しく迷惑をかけること。

五 特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第一項第一号に掲げる行為をしたとき。

六 特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第二十四条第一項第一号に掲げる行為をしたとき。

七 特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第二十四条第一項第一号に掲げる行為をしたとき。

八 第二項の規定による当該職員の手で、みだりに第一項第一号又は第二号に掲げる行為をしたとき。

**第三十五条** 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 前項の規定する職員については、第二十二條第三項の規定を準用する。
- 二 前項の規定する職員については、第二十二條第三項の規定を準用する。
- 三 前項の規定する職員については、第二十二條第三項の規定を準用する。

別記第十五号様式の次に次の一様式を加える。

第十五号様式の二 (第二十条)

(表)

<p>第 号</p> <p>身 分 証 明 書</p> <p>姓 名 日 生</p> <p>年 月 日 交 付</p> <p>年 月 日</p> <p>職 名</p> <p>所 属</p> <p>姓 名</p> <p>千葉県知事</p>	<p>この証明書を携帯する者は、千葉県立自然公園条例第28条の6に規定する立入検査等を行う職員である。</p>
--	---

(注) この用紙は、A列6番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りとする。

(裏)

**第二十八条の六** 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第二十八條の第三項の認定を受けた者に対し、相当の期限内を定めて認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

二 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

三 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

**第三十五条** 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五條第一項若しくは第二項若しくは第二十八條の六第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれららの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- 二 八 (略)



別記第十六号様式中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、「く六」を「く七」に、「妨げた者」を「妨げたとき。」に改める。  
別記第十八号様式中「~~平~~（~~平~~）~~ハ~~（~~ハ~~）」を「~~平~~」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の千葉県立自然公園条例施行規則（以下「新規規則」という。）第十三条の規定は、この規則の施行の日以後にされる千葉県立自然公園条例（昭和三十五年千葉県条例第十五号）第十九条第一項の規定による許可の申請について適用し、同日前にされた同項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の前日に交付された改正前の千葉県立自然公園条例施行規則（以下「旧規則」という。）別記第十三号様式の六から第十五号様式まで及び第十六号様式による証明書は、新規規則の規定による証明書とみなす。

4 この規則の施行前に、旧規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

購読料

本号

一部

七八円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八